

地下水・土壌汚染とその防止対策に関する
研究集会会則

平成 22 年 1 月 1 日

地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会会則

(名称)

第1条 本集会は、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会（以下、「研究集会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 研究集会は、地下水・土壌汚染とその防止対策に関わる研究者、技術者及び関係者が一堂に会し、情報を交換するとともに討議を行い、この分野における技術の進歩並びに知見の集積等に貢献することを目的とする。

(主催)

第3条 研究集会は、一般社団法人日本地下水学会、社団法人日本水環境学会、一般社団法人廃棄物資源循環学会、社団法人地盤工学会及び社団法人土壌環境センター（以下、「五団体」という。）が主催する。

(開催)

第4条 研究集会は、原則として毎年1回開催する。

(主催者会議)

第5条 五団体は、研究集会の基本方針を決定するため主催者会議を開催する。

- 2 主催者会議は、五団体の各団体から1名ずつ選出された委員により構成する。
- 3 主催者会議の議長は、委員による互選とする。
- 4 主催者会議は、研究集会の開催地等開催の基本方針を決定するとともに、毎回の収支について確認を行う。

(実行委員会)

第6条 実行委員会は、主催者会議の決定した基本方針に従って、毎回の研究集会の開催を総括する。

- 2 実行委員会は、20名以内とする。
- 3 実行委員会委員長は、実行委員会委員の互選とする。

- 4 実行委員会委員長は、幹事長を指名することができる。
- 5 実行委員会は、幹事長を座長とする幹事会を設けることができる。
- 6 幹事会は、20名以内とする。
- 7 実行委員会は、必要に応じアドバイザーを招くことができる。

(事務局)

- 第7条 研究集会の事務局は、社団法人土壌環境センターに置く。
- 2 研究集会事務局には、事務局長を置く。

(会計)

- 第8条 研究集会の経費は、研究集会参加費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第9条 研究集会の会計年度は、毎年10月1日から翌年の9月30日までとする。

(資産の管理)

- 第10条 研究集会に係る資産の管理は、主催者会議の監理のもとに事務局長が行う。

(運営要領の変更)

- 第11条 この会則の変更は、主催者会議の決議を経て行う。

附則

- この会則は、平成22年1月1日から適用する。

覚 書

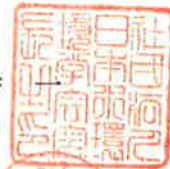
「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会（以下、「研究集会」という。）」の運営及び開催については以下のとおりとする。

- 1 今後の研究集会の運営及び開催については、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会会則（以下、「会則」という。）」に基づいて行う。
- 2 今後の会則の変更については、会則第11条に基づいて行う。

平成22年 / 月22日

社団法人 日本水環境学会

会長 藤 江 幸



一般社団法人 日本地下水学会

会長 藤 縄 克 之



一般社団法人 廃棄物資源循環学会

会長 山 本 和 夫



社団法人 地盤工学会

会長 浅 岡 顕



社団法人 土壌環境センター

会長 大 野 眞 里

